

付 議 第 6 号

高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案に係る 意見聴取に関する議案

平成 28 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案

高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例

高知県立図書館協議会条例（昭和 25 年高知県条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「5 人」を「10 人以内」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県立図書館と高知市立市民図書館本館の合築に伴い、両図書館の一体的な運営を図るため、図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく図書館協議会委員は両図書館の委員を兼ねるものとし、委員の定数について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|---------------------------------|------------------------------|
| 高知県立図書館協議会条例（抜粋） | 高知県立図書館協議会条例（抜粋） |
| （組織） | （組織） |
| 第3条 協議会は、委員 <u>10人以内</u> で組織する。 | 第3条 協議会は、委員 <u>5人</u> で組織する。 |

高知県立図書館協議会条例の一部を改正する条例議案の概要

【新図書館整備課】

1 改正理由

- 新図書館は、県立図書館と高知市民図書館の合築により、それぞれの図書館の役割、機能を発揮しながら、一体的に運営し、県民・高知市民の利便性の向上、充実したサービスを提供する。（「新図書館等複合施設整備基本計画」）
- 県立図書館、高知市民図書館ともに、図書館法に基づき、図書館の運営に関する諮問機関として「高知県立図書館協議会」と「高知市立市民図書館協議会」を設置している。

※参考

＜図書館法＞

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

- 現在、新図書館の開館に向け、両図書館が、全国の先進図書館の取組も参考にしながら、関係機関等と連携し、図書館サービスのさらなる充実・強化のための検討や、新図書館サービス計画の作成等に取り組んでいる。
- 図書館協議会において、新図書館での運営やサービス等に関する審議がこれまで以上に多くなることや、また、それぞれ別に審議を行うよりも一体的に行うことが望ましい。

このため、両図書館協議会の委員を兼ねさせ、同時に開催し、一体的な審議を行っていく。

2 改正の概要

改正内容：委員定数を「5人」 → 「10人以内」に

＜現行＞

◆高知県立図書館協議会
＜高知県立図書館協議会条例＞
委員：5人

◆高知市立市民図書館協議会
＜高知市立市民図書館条例＞
委員：8人以内



＜平成 28 年度以降（案）＞

○両協議会を同時に開催

○委員：両協議会の委員を兼ね、定数は 10 人以内

○委員報酬：県から支給し、高知市から 1/2 の額を負担金として徴収

県は委員の定数を、高知市は委員の定数及び併給調整規定等を追加するため、2 月議会に条例改正議案を提出する。

※参考

＜図書館法施行規則＞

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

- 県立・高知市民図書館及び新図書館での機能やサービスの充実に資するため、下記の分野の委員 10 人を任命する。

学校教育 2 名（学校、地域協働）、社会教育 2 名（市町村教育委員会、社会教育団体）、
家庭教育 2 名（家庭教育、保育・高齢者）、学識経験者 4 名（大学教授（2 名）、
障害者団体、課題解決支援サービス）

3 施行日

施行日：平成 28 年 5 月 1 日

- 高知県立図書館協議会委員の任期：平成 28 年 4 月 30 日まで
（※高知市立市民図書館協議会委員の任期：平成 28 年 6 月 30 日まで）